

忘れていませんか？

被扶養者の取消し手続きをお願いします

あなたの被扶養者となっている方が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではなくなりますので、勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ手続きをしてください。

1 就職したとき 被扶養者が就職して、勤め先の健康保険の被保険者となったとき

2 認定限度額である年収130万円(月額108,334円)以上の収入があるとき※

ここに注意! 年収が130万円未満でも3ヵ月平均の収入が108,334円以上の場合、取消しとなります。

例1 アルバイトの収入が3ヵ月連続で108,334円以上になってしまったとき
⇒最初に108,334円以上となった月の初日に取消し

例2 アルバイトの収入が3ヵ月平均で108,334円以上になってしまったとき
⇒3ヵ月平均で108,334円以上となった月の翌月初日に取消し

※60歳以上の被扶養者の場合は年額180万円(月額150,000円)



3 雇用保険を受給するとき 雇用保険を受給(給付日額が3,612円以上)することになったとき

4 確定申告などにより、事業収入が増えたことがわかったとき

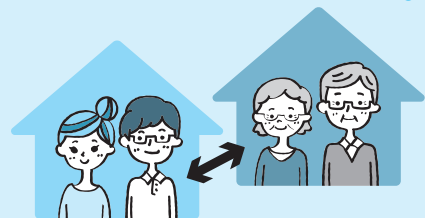
事業の年間収入額から、共済組合が必要と認める次の経費(所得税法上の必要経費として認められる経費ではありません)を控除した額を含む収入が年額130万円以上のとき

	認められる経費	認められない経費
農業所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・小作料 ・賃借料 ・農具費 ・諸材料費 ・光熱給水費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・作業衣服費 ・地代家賃 ・苗代 ・肥料代 ・給与 ・修繕費 ・農業費 ・土地改良費 ・減価償却費 ・専従者給与 ・旅費 ・交通費 ・農業共済掛金 ・運搬費 ・租税公課 ・通信費
事業所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入 ・光熱給水費 ・消耗品費 ・給与 ・修繕費 ・地代家賃 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費 ・旅費 ・交通費 ・接待交際費 ・広告宣伝費 ・専従者給与 ・図書新聞費 ・租税公課 ・通信費 ・福利厚生費 ・運搬費 ・研修費

5 年金額が増えたとき 年金額の改定等により、60歳以上の被扶養者の収入が年額180万円以上となる時

6 別居したとき

- 同居が条件の被扶養者と別居(または世帯分離)したとき
※組合員の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母など、直系尊属以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。
- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがないうとき
※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込みが必要です(手渡しは不可)。



7 個人事業を始めたとき ※収入状況により認定できる場合があります。

8 その他 離婚したときや死亡したとき

※認定取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口でお支払いされた以外の共済組合が負担した額は、返還していただくこととなりますのでご注意ください!

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課(TEL 076-263-3367)までお問い合わせください。